

# 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

## 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

**アドアーズ** 株式会社

「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.adores.co.jp/>）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

## 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制

#### (1) 当社及び子会社（以下、「アドアーズグループ」という。）における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① アドアーズグループにおける行動規範として「グループ企業理念」「グループ行動理念」「グループ法令遵守基本方針」を定め、事業所等見やすい場所に掲示のうえ、情報発信等を行い、周知徹底を図る。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当該委員会において、コンプライアンス・リスク管理部門が立案したコンプライアンス及びリスク対応に関する重要な方針を審議し、その後の進捗状況を監視する。
- ③ 法令及び定款に違反する行為が行われ、または行われようとしていることにつき、アドアーズグループにおける使用人等が直接通報を行うための手段として内部通報制度を確立する。
- ④ コンプライアンスに関する啓蒙活動を行うことでコンプライアンス意識の向上を図る。

#### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役会議事録をはじめとする重要な会議の意思決定に関する記録や、職務権限規程に基づき決裁を受けた稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、保存及び管理を行う。

#### (3) アドアーズグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① アドアーズグループを統括するリスク管理規程を定め、当社各部門及び子会社に1名以上、コンプライアンス・リスク管理責任者を設置する。
- ② コンプライアンス・リスク管理責任者及びそれぞれの担当部門は、事業環境、災害、サービスの品質並びに情報セキュリティに係るリスクについて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施、マニュアルの作成・配布などリスク低減の施策に取り組む。
- ③ アドアーズグループ各社の部門を横断するリスク状況の監視は当社の内部統制部門が行い、各種契約をはじめとした法務案件全般については、当社の法務審査部門がその対応を行う。
- ④ リスク対応のうち重要なものについてはコンプライアンス・リスク管理委員会で審議を行い、職務権限規程に基づき決裁を受けたのち、対応にあたる。
- ⑤ 今後新たに生じるリスクについては、アドアーズグループ各社における取締役会は速やかに担当取締役または担当部署を定め、迅速な対応を行う。

#### (4) アドアーズグループ各社における、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の取締役会は月1回の定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。また、子会社の取締役会においても定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。さらに、電子稟議システムの導入により社外からでも稟議の閲覧、決裁を可能とし、経営の意思決定の迅速化及び経営効率の向上を図る。
- ② アドアーズグループ各社は、取締役、各関連部門の責任者などで適宜開催される各会議体の開催を通じ、各事業部門の業務執行状況につき検討を行い、適切な対応を実施する。
- ③ 各会議体においてはIT、電子媒体などを活用し、業務執行状況、審議資料を当該会議体の構成員全員が共有することにより、効率的な情報伝達を行う体制を構築する。

**(5)当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ①アドアーズグループ各社は、会社として法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつ親会社の内部統制との連携体制を構築する。
- ②子会社に関する重要且つ基本的な経営に関する決定については、当社の職務権限規程並びに関係会社管理規程に基づき、当社の承認のもと実施する。また法令遵守体制について適切な管理及び指導を行うことにより、その業務の適正を確保する。
- ③子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらのものに相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告その他情報共有に関する体制を定める。
- ④当社の監査部門は、アドアーズグループの業務監査を適宜実施する。
- ⑤当社監査役と親会社及び子会社の監査役との間で、定期的に監査役連絡会を開催する等、情報交換並びに意見交換などの連携により監査機能の向上に努める。
- ⑥アドアーズグループにおける法令遵守の厳格化、リスク管理の強化、情報管理の徹底、並びに業務の適正運用体制を確立するため、グループ規程管理規程を定める。

**(6)当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する当社監査役の指示の実効性の確保に関する体制**

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を設置すること、または監査部員を監査役の職務を補助すべき使用人として従事させることができる。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人については、その人事及び考課にあたり事前に監査役と協議し、その意見を尊重したうえでこれを実施する。
- ③監査役の職務を補助すべき使用人については、取締役の指揮命令系統から独立させ、監査役の指揮命令に従うものとする。

**(7)アドアーズグループにおける取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ①アドアーズグループ各社において重大な法令違反及び事業活動に伴う事故などが発生した場合は、各社の取締役及び使用人は、その内容を各社監査役に遅滞なく報告する。なお、各社監査役が当該報告を受けた場合には、遅滞なく当社監査役にその旨を報告するものとする。
- ②アドアーズグループ各社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに当社監査役に報告するものとする。
- ③①②の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保するための仕組みを定める。
- ④当社の常勤監査役は、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会などの重要な会議に出席するものとし、当該会議において、取締役、各事業部門及び各関連部門の責任者または、アドアーズグループ各社のコンプライアンス・リスク管理責任者は、経営に関する重要な決定、各部門の業務執行状況、コンプライアンス・リスクに関する重要な案件に係る具体的施策及び内部監査の実施状況などにつき定期的に報告を行う。また、重要な稟議書類の被報告者となり経営に関する重要な決裁事項を把握する。

## (8) 当社監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払いまたは償還等を請求した時は、当該請求に係る費用または債務が監査役の職務の執行に必要でないことが明らかに認められる場合を除き、当社は所定の手続に従い、速やかにこれに応じるものとする。

## (9) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査規程において、監査部門を監査役の行う監査の円滑な遂行に協力させ、もって監査効率の向上に努める。
- ② 監査役が意見の形成などのため、必要に応じて会計監査人及び顧問弁護士を活用できる体制を確保する。

## (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- ① アドアーズグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力、団体には断固たる態度を取り、このような勢力、団体とは一切の関係を持たないことを基本方針としており、その旨を「グループ法令遵守基本方針」に明文化し、事業所等見やすい場所に掲示し、全社員への周知徹底を図っている。  
また、平素から当社総務部門が統括部署となり、反社会的勢力に関する情報収集に努めるとともに、万一、反社会的勢力からの接触を受けた場合は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。
- ② 新規取引先に対する与信申請及び契約締結に係る稟議申請の際に、新規取引先と反社会的勢力との関わりに関する事前審査を実施する。

## 2. 当該体制の運用状況

### (1) 取締役の職務の執行を確保するための体制

- ① 取締役6名、社外取締役1名、監査役3名を構成員とする取締役会を開催し経営の重要事項及び個別案件の決議を行っております。  
今期は毎月1回の定例取締役会と7回の臨時取締役会を開催しております。
- ② 社外取締役は、専門知識と経験を有する人を選任し、適宜取締役会において意見を述べていただくことで、意思決定の妥当性を担保しております。

### (2) コンプライアンス・リスクマネジメントのための体制

- ① グループ企業理念、グループ行動理念、グループ法令遵守基本方針を定め、社内に周知しております。
- ② リスク管理規程を定め、当社が対応すべきリスクの種類、リスク管理の体制等を記載しております。
- ③ 当社取締役であるコンプライアンス・リスク管理統括責任者のもと、当社各部門及び子会社に1名以上コンプライアンス・リスク管理責任者を設置しております。
- ④ コンプライアンス規程を定め、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底と社会的信用の向上を図っております。
- ⑤ コンプライアンス・リスク管理委員会規程を定め、コンプライアンス・リスク管理委員会においてリスク対応及びコンプライアンスの推進についての審議をしております。本年度は6回開催しております。
- ⑥ 社外弁護士を含む複数の窓口を設置し、通報者の保護を定めた「内部通報者保護規程」を定め適切に運営しております。なお、内部通報窓口に対する通報内容等はコンプライアンス

- ス・リスク管理委員会や取締役会に報告しております。
- ⑦コンプライアンスに関する社内研修等の活動を行っております。

### **(3) 監査役の職務の執行を確保するための体制**

- ①監査役は、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会等に出席しております。また稟議書等の重要書類を閲覧することにより、監査の実効性を向上しております。
- ②監査役会は常勤監査役2名（うち、社外監査役1名）、非常勤社外監査役1名で構成されています。今期は14回開催し、当社の監査について協議を行っております。
- ③監査部は監査役と密接な連携を取っております。今期は毎月1回の定例会議及び年間4回の監査講評会を開催しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- |           |           |
|-----------|-----------|
| ①連結子会社の数  | 1社        |
| ②連結子会社の名称 | キーノート株式会社 |
| ③連結の範囲の変更 |           |

前連結会計年度において連結の範囲に含めていた株式会社ブレイク及び当連結会計年度において設立したBREAK ASIA LIMITEDにつきましては、平成29年3月31日付で全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と同一であります。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ①資産の評価基準及び評価方法

##### 1. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

##### 2. デリバティブ

時価法

##### 3. たな卸資産

ア. 販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

イ. 仕掛販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ウ. 未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

エ. 商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

オ. 貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

##### ②固定資産の減価償却の方法

##### 1. 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物付属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

アミューズメント施設機器	3～5年
建物	6～47年

- |                                                                  |                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2. 無形固定資産<br>(リース資産を除く)                                          | 定額法<br>自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。                                                                                                                                       |
| 3. リース資産                                                         | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、主としてリース期間を耐用年数とする定率法によっております。                                                                                                                           |
| 4. 長期前払費用                                                        | 均等償却                                                                                                                                                                                    |
| ③引当金の計上基準                                                        |                                                                                                                                                                                         |
| 1. 貸倒引当金                                                         | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。                                                                                                      |
| 2. 株主優待引当金                                                       | 株主優待券の利用による費用負担に備えるため、株主優待券の利用実績に基づき、当連結会計年度末における将来の株主優待券の利用見込額を計上しております。                                                                                                               |
| ④収益及び費用の計上基準                                                     |                                                                                                                                                                                         |
| 完成工事高及び完成工事原価                                                    |                                                                                                                                                                                         |
| 1. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事<br>工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法) |                                                                                                                                                                                         |
| 2. 上記以外のもの<br>工事完成基準                                             |                                                                                                                                                                                         |
| ⑤ヘッジ会計の方法                                                        |                                                                                                                                                                                         |
| 1. ヘッジ会計の方法                                                      | 金利スワップについて特例処理の条件を充たしているため、特例処理を採用しております。                                                                                                                                               |
| 2. ヘッジ手段とヘッジ対象、<br>ヘッジ方針                                         | 借入金の金利の低減及び金融収支改善のため、将来の金利変動リスクをヘッジしております。なお、金利スワップ取引の実施に当たっては、事前に契約条件、想定元本の上限等につき取締役会の承認を得た範囲内で実施しております。<br>当連結会計年度においてヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。<br>ヘッジ手段：金利スワップ<br>ヘッジ対象：借入金 |
| 3. ヘッジの有効性評価の判断                                                  | 金利スワップ取引はヘッジ手段とヘッジ対象取引に関する重要な条件が同一であり、金利変動リスクを相殺すると認められるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。                                                                                                         |
| ⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項                                            |                                                                                                                                                                                         |
| 1. 連結納税制度の適用                                                     | 連結納税制度を適用しております。なお株式会社ブレイクは連結納税制度の適用要件を充たさなくなったため、当社を連結親法人とする連結納税グループから離脱しております。                                                                                                        |

## 2. 消費税等の処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (5) 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

### (6) 表示方法の変更

前連結会計年度において流動資産の「その他」に計上しておりました未成工事支出金(前連結会計年度：22百万円)については、金額の重要性が増したため区分掲記しております。

### (7) 会計上の見積りの変更

株主優待制度の対応に要する費用については、従来株主優待券が利用された時点で販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、今後必要と見込まれる金額を合理的に見積もることが可能となったため、当連結会計年度より当該金額を株主優待引当金としております。

この変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ34百万円減少しております。

### (8) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。



## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保提供資産

#### ①担保に供している資産

現金及び預金	257,095千円
販売用不動産	1,996,957千円
仕掛販売用不動産	1,047,136千円
建物及び構築物	693,931千円
土地	152,687千円
借地権	1,351,160千円
敷金及び保証金	1,001,943千円
合 計	6,500,911千円

#### ②上記に対応する債務

短期借入金	228,300千円
一年内返済予定の長期借入金	1,564,126千円
一年内償還予定の社債	21,760千円
社債	298,240千円
長期借入金	3,366,607千円
合 計	5,479,034千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額  
(減損損失累計額を含む) 21,437,904千円

(3) 受取手形割引高 34,668千円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 139,259,092株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金の支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	資本剰余金	139,233	1.00	平成28年3月31日	平成28年6月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末日後となるもの

平成29年6月27日開催の第50回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	139,233	1.00	平成29年3月31日	平成29年6月28日

(注) 平成29年6月27日開催予定の当社第50回定時株主総会において剰余金の処分に関する議案が承認可決されることを条件としております。

(3) 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 11,500,000株

### 4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は必要に応じて短期的な運転資金や設備資金等を銀行借入やリース等により調達しております。デリバティブ取引は金利変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

## ②金融商品の内容及びリスク

受取手形及び売掛金等は事業活動から生じた営業債権であり、顧客・取引先の信用リスクが存在します。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場の価格変動リスクが存在します。敷金及び保証金は主に店舗等を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクが存在します。支払手形及び買掛金等は事業活動から生じた営業債務であり、全て1年以内に支払期日が到来します。借入金のうち短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則5年以内）は主に設備投資資金に係る資金調達であります。

## ③金融商品に係るリスク管理体制

### 1. 信用リスクの管理

営業債権については与信管理規程並びに各営業部門における取引管理等の規程により、取引相手先ごとの信用状況の把握、債権回収の期日や債権残高の管理を実施しております。敷金及び保証金については預入先ごとの財務状況等の信用状況の把握及び期日・残高管理を行っております。

### 2. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価及び発行体企業の財政状況等を把握しております。借入金の一部は変動金利であるため将来の金利変動リスクが存在しますが、必要に応じ特例処理の要件を満たす金利スワップ処理を実施し、将来の金利変動リスクの回避を図っております。

### 3. 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達については適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手元流動性の維持・確保により流動性リスクを管理しております。

## ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2. 参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	5,593,472	5,593,472	-
② 受取手形及び売掛金等	202,771	202,771	-
③ 投資有価証券	14,625	14,625	-
④ 敷金及び保証金	80,000	80,000	-
⑤ リース投資資産	237,294	237,294	-
資 産 計	6,128,163	6,128,163	-
① 支払手形及び買掛金等	713,333	713,333	-
② 短期借入金	369,162	369,162	-
③ 未払金	952,576	952,576	-
④ 長期借入金	7,298,760	7,318,136	19,376
⑤ 長期未払金	267,845	268,903	1,057
⑥ 社 債	605,000	605,876	876
負 債 計	10,206,678	10,227,988	21,310
デリバティブ取引	-	-	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産 ①現金及び預金、②受取手形及び売掛金等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価については株式等は取引所の価格によっております。

④敷金及び保証金

これらの時価については帳簿価額と近似していると想定されるため、当該帳簿価額によっております。

負債 ①支払手形及び買掛金等、②短期借入金、③未払金

これらは原則短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

④長期借入金、⑤長期未払金、⑥社債

これらの時価については、固定金利によるものはリスクフリー・レートに信用リスクを加味した率を再実行レートとみなし、元利金の合計額を割引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、また当社及び連結子会社の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割引いて算定する方法によっております。

## デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている借入と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額(千円)
非 上 場 株 式	24,041
敷 金 及 び 保 証 金	4,902,232

これらについては市場価格はなく、かつ将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることなどが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③投資有価証券」及び「④敷金及び保証金」には含めておりません。

(注) 3. 「④長期借入金」及び「⑥社債」には1年内返済・償還予定のものを含めております。

(注) 4. 「②受取手形及び売掛金等」は貸倒引当金控除後の金額であります。

## 5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び連結子会社では東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として、賃貸商業施設、賃貸オフィスビル、賃貸駐車場、賃貸住宅等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
2,186,774	2,319,690

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当連結会計年度末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 69円69銭

(2) 1株当たり当期純利益 1円51銭

## 7. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、平成29年5月9日開催の取締役会において、当社の不動産事業（不動産アセット部門）、店舗サブリース事業及び管理部門以外のすべての事業を、当社の100%子会社であるアドアーズ分割準備株式会社に承継させる吸収分割契約を締結することを決議いたしました。

(1) 吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社であるアドアーズ分割準備株式会社を承継会社とする吸収分割方式であります。

(2) 吸収分割の日程

①吸収分割契約取締役会決議日	平成29年5月9日
②吸収分割契約締結日	平成29年5月9日
③吸収分割契約承認時株主総会開催日	平成29年6月27日(予定)
④吸収分割の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

(3) 吸収分割の相手会社に関する事項

①商号	アドアーズ分割準備株式会社
②住所	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
③代表者の氏名	代表取締役社長 石井 学
④資本金の額	20,000千円
⑤総資産の額	20,000千円
⑥純資産の額	20,000千円
⑦事業の内容	本件吸収分割前は事業を行っておりません。
⑧発行済株式数	400株
⑨大株主及び持株比率	アドアーズ株式会社 100%

(4) 分割する事業の内容

当社の不動産事業(不動産アセット部門)、店舗サブリース事業及び管理部門以外の全ての事業

## 8. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

## 9. その他の注記

(1) 有形固定資産の保有目的の変更

当連結会計年度において、従来は有形固定資産の「建物及び構築物」、「土地」及び「借地権」に含めていた不動産の一部について保有目的を変更したため、1,320,573千円をたな卸資産の「販売用不動産」に振替えております。なお当該資産のうち446,666千円は当連結会計年度において売却し、売上原価に計上しております。

(2) 資産除去債務関係

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

総合エンターテインメント事業における営業店舗の一部並びに本社ビルは、不動産所有者との事業用定期借地権契約・不動産賃貸借契約等を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関して資産除去債務を計上しております。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

継続使用見込期間を主として5~30年と見積り、割引率は当該継続使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を査定しております。

③当連結会計年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	602,660千円
時の経過による調整額	4,652千円
資産除去債務の履行による減少額	△96,369千円
見積りの変更による増加額(注1)	334,805千円
その他増減(注2)	△70,478千円
期末残高	775,270千円

(注1) 一部の店舗について、原状回復義務の費用総額及び履行時期の見積りが可能になったことにより計上したものであります。

(注2) 主として原状回復義務が免除となった店舗に係る資産除去債務を取り崩したものであります。

(3) 減損損失について

減損損失の内訳は、以下のとおりであります。

場 所	主 な 用 途	種 類
東京都八王子市	アミューズメント店舗設備	建物及び構築物等
千葉県船橋市	アミューズメント店舗設備	建物及び構築物等
愛知県一宮市	アミューズメント店舗設備	建物及び構築物等
その他	遊休資産	アミューズメント施設機器

当社及び連結子会社は事業別または店舗拠点別にグルーピングを行い、賃貸用不動産及び遊休資産については個別に減損損失の認識の判定を行っております。

その中で閉店予定店舗(閉店済含む)に係る固定資産及び収益性が低下した固定資産並びに遊休となっているアミューズメント施設機器については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、特別損失の「減損損失」として計上しております。

(減損損失計上額の内訳)

アミューズメント施設機器	45,875千円
建物及び構築物	75,145千円
その他	643千円
合計	121,664千円

回収可能価額は正味売却可能価額と使用価値のいずれか高い金額を使用しております。なお閉店予定のアミューズメント店舗に係る使用価値の算定に当たっては、見込まれる閉店までの期間が短いことから、割引計算を行っておりません。また、将来キャッシュフローが見込めない資産については回収可能価額をゼロとして評価しております。

## 10. 企業結合等に関する注記

(事業分離)

当社は、平成29年3月31日付で、当社連結子会社であった株式会社ブレイク(以下、「ブレイク」といいます。)の保有株式の全てを株式会社フォーサイド(以下、「フォーサイド」といいます。)に譲渡いたしました。なお、この譲渡は平成29年2月10日開催の取締役会及び同日締結の株式譲渡契約に基づいております。

(1) 事業分離の概要

①分離先の名称

株式会社フォーサイド

## ②分離した事業の内容

アミューズメント景品の製造・販売

## ③分離を行った主な理由

当社は、平成21年より、ブレイクが販売・企画・製造するアミューズメント景品（主に、当社店舗で設置するクレーンゲームの景品）を仕入れておりましたが、平成25年3月より、当社グループにブレイクを取り込むことで、当社が運営する店舗においてアミューズメント景品の流行などの動向を、ブレイクの商品企画にいち早く反映させることで、ブレイクの商品力の強化に加え、当社グループの総合エンターテインメント事業における収益の拡大を図ってまいりました。

また、同事業においては、ゲームセンターに捉われないエンターテインメント企業としての業容の拡大を掲げており、その事業構築の中で、様々なアニメコンテンツとのコラボ企画によるコラボカフェ店舗の運営や、直近においては、VR（仮想現実）を活用したエンターテインメント施設として「VR PARK TOKYO」を渋谷にオープンするなど、積極的な事業展開を行ってまいりました。

このような中、電子書籍の配信や各種コンテンツ事業等を行うフォーサイドから、本件株式譲渡の提案があったことから検討を進めてまいりましたが、本件株式譲渡に伴い、ブレイクとしてはコンテンツを保有する企業グループの傘下になることから、アミューズメント景品以外の事業展開を見込めるなど、シナジーによって、更なる発展を提供できるものと考え、当社グループとしては既存ゲーム店舗の今後の方向性を鑑み、事業の選択と集中の観点から、本件株式譲渡を決定するに至りました。

## ④事業分離日（株式譲渡日）

平成29年3月31日

## ⑤法的形式を含むその他の取引の概要に関する事項

受取対価を現金等のみとする株式譲渡

## (2) 実施した会計処理の概要

### ①移転損益の金額

関係会社株式売却益 37,438千円

### ②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 674,545千円

固定資産 45,512千円

資産合計 720,057千円

流動負債 248,798千円

固定負債 195,759千円

負債合計 444,557千円

### ③会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却価額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

## (3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

「総合エンターテインメント事業」セグメント

## (4) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益額

売上高 1,852,951千円

営業利益 51,671千円



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

子会社株式

: 移動平均法による原価法

その他有価証券

##### 1. 時価のあるもの

: 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### 2. 時価のないもの

: 移動平均法による原価法

##### ②デリバティブ

時価法

##### ③たな卸資産

##### 1. 販売用不動産

: 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### 2. 商品

: 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### 3. 貯蔵品

: 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

: 定率法（ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

アミューズメント施設機器 3～5年

建物 6～47年

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

: 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③リース資産

: 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定率法によっております。

##### ④長期前払費用

: 均等償却

(3) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 株主優待引当金 : 株主優待券の利用による費用負担に備えるため、株主優待券の利用実績に基づき、当事業年度末における将来の株主優待券の利用見込額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を充たしているため、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

借入金の金利の低減及び金融収支改善のため、将来の金利変動リスクをヘッジしております。なお、金利スワップ取引の実施に当たっては、事前に契約条件、想定元本の上限等につき取締役会の承認を得た範囲内で実施しております。

当事業年度においてヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

③ヘッジの有効性評価の判断

金利スワップ取引はヘッジ手段とヘッジ対象取引に関する重要な条件が同一であり、金利変動リスクを相殺すると認められるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。なお、株式会社ブレイクは連結納税制度の適用要件を充たさなくなったため、当社を連結親法人とする連結納税グループから離脱しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(8) 会計上の見積もりの変更に関する注記

株主優待制度の対応に要する費用については、従来株主優待券が利用された時点で販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、今後必要と見込まれる金額を合理的に見積もることが可能となったため、当事業年度より当該金額を株主優待引当金として計上しております。この変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ34百万円減少しております。

(9) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

①担保に供している資産

現金及び預金	257,095千円
建物	472,246千円
借地権	1,002,709千円
敷金及び保証金	1,001,943千円
合 計	2,733,994千円

②上記に対応する債務

一年内返済予定の長期借入金	387,467千円
一年償還予定の社債	21,760千円
社債	298,240千円
長期借入金	1,008,330千円
合 計	1,715,797千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額  
(減損損失累計額を含む) 21,385,729千円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額

関係会社に対する短期金銭債権	13,792千円
関係会社に対する長期金銭債権	36,065千円
関係会社に対する短期金銭債務	4,842千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	55,148千円
営業費用	935,680千円
営業取引以外の取引高	219,619千円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度期末 株式数
普通株式	32	0	-	33

#### 5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### ①繰延税金資産

未払事業所税	8,839千円
未払事業税	22,780千円
たな卸資産評価損	3,548千円
貸倒引当金	43,779千円
減価償却費	257,106千円
資産除去債務	237,387千円
税務上の欠損金	633,585千円
その他	26,323千円
繰延税金資産小計	1,233,353千円
評価性引当額	△1,008,089千円
繰延税金資産合計	225,263千円

##### ②繰延税金負債

資産除去債務対応資産	△179,522千円
特別償却準備金	△19,317千円
その他有価証券評価差額金	△2,836千円
繰延税金負債合計	△201,676千円
繰延税金資産の純額	23,587千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	12.4%
住民税均等割額	12.5%
受取配当金の益金不算入額	△11.0%
適格現物分配等に係る益金不算入額	△6.2%
繰延税金資産に係る評価性引当額の増減	△2.2%
過年度法人税等	4.2%
その他	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.2%

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		主な取引 の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 兼任 等	事業上の 関係				
親会社及び 主要株主等	Jトラスト(株)	東京都 港区	53,630,000	金融事業	(被所有) 直接 43.00%	1名	役員 兼任	本社ビル 貸借等	55,827	敷金及び 保証金	36,065
	(株)ガイア(※)	東京都 中央区	5,910,000	パチンコ ホール経営	(被所有) 間接 29.38%	-	-	アミューズ メント店舗 貸借等	135,871	敷金及び 保証金 その他 流動資産	152,000 30,000
										その他 投資	2,500

取引条件及び取引条件の決定方針等

①取引金額には消費税等は含まれておりません。

②取引については市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(※)実質的には(株)ガイアが(株)ユナイテッドエージェンシーの名義をもって議決権を保有しているものと判断しております。

### (2) 子会社等

属性	会社名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		主な取引 の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 兼任 等	事業上の 関係				
子会社	キーノート(株)	東京都 目黒区	30,000	不動産売買・ 中古住宅再生、 商業施設建築	(所有) 直接 100%	1名	施設・設備・ 不動産の工 事及び改修 役員の兼任	固定資産の 購入	449,158	-	-
								債権放棄 (※1)	89,786	-	-
								配当金の受取	100,000	-	-
子会社	(株)ブレイク (※2)	東京都 港区	75,000	アミューズメ ント向け景品の企 画・製造・販売	(所有) 直接 100%	-	景品等 の仕入	景品等の 仕入れ	819,351	-	-
								資金の貸付 (利息の受取)	1,123	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

①取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

②取引については市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

③金銭の貸付については市場金利等を勘案して交渉のうえ決定しております。

(※1)連結納税に伴う法人税の受払額につき、債権の放棄を行ったものであります。

(※2)当事業年度中に保有株式をすべて譲渡したことにより関連当事者に該当しないこととなったため、取引金額は関連当事者であった期間の金額を、また所有割合及び関係内容は関連当事者に該当していた時点での状況を記載しております。

### (3) 役員及び法人主要株主等

属性	会社名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 割合 (被所有 割合)	関係内容		主な取引 の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 兼任 等	事業上の 関係				
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	㈱オーブスパ	東京都港区	100,000	リラクゼーションサロンの運営、スパセラピストの育成	なし	-	設備の賃貸	賃貸料の受取	48,753	リース投資資産 貸付金(※1) 長期貸付金(※1) 前受金	255,796 12,484 66,585 16,114
							株主優待券の発行	株主優待券の負担	49,398		-

当社取締役の藤澤信義が議決権の100%を実質的に保有しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- ②取引については市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
- (※1)これらの債権について、当社取締役の藤澤信義が保証を行っております。

### 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 64円80銭
- (2) 1株当たり当期純利益 1円18銭

### 8. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、平成29年5月9日開催の取締役会において、当社の不動産事業（不動産アセット部門）、店舗サブリース事業及び管理部門以外のすべての事業を、当社の100%子会社であるアドアーズ分割準備株式会社に承継させる吸収分割契約を締結することを決議いたしました。

#### (1) 吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社であるアドアーズ分割準備株式会社を承継会社とする吸収分割方式であります。

#### (2) 吸収分割の日程

- ①吸収分割契約取締役会決議日 平成29年5月9日
- ②吸収分割契約締結日 平成29年5月9日
- ③吸収分割契約承認時株主総会開催日 平成29年6月27日（予定）
- ④吸収分割の効力発生日 平成29年10月1日（予定）

#### (3) 吸収分割の相手会社に関する事項

- ①商号 アドアーズ分割準備株式会社
- ②住所 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
- ③代表者の氏名 代表取締役社長 石井 学
- ④資本金の額 20,000千円

⑤総資産の額	20,000千円
⑥純資産の額	20,000千円
⑦事業の内容	本件吸収分割前は事業を行っておりません。
⑧発行済株式数	400株
⑨大株主及び持株比率	アドアーズ株式会社 100%

(4) 分割する事業の内容

当社の不動産事業（不動産アセット部門）、店舗サブリース事業及び管理部門以外の全ての事業